

計 画 書

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（三田市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

種 類	面 積
生産緑地地区	約 6.31ha

- 1 都市計画生産緑地地区のうち、次の4地区を変更する。

名 称	面 積	備 考
三田－ 4 生産緑地地区	約 0.65ha	一部除外
三田－ 5 生産緑地地区	約 0.58ha	一部除外
三田－ 2 1 生産緑地地区	約 0.11ha	一部除外
三田－ 3 3 生産緑地地区	約 0.14ha	一部除外

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地地区のうち、次の1地区を廃止する。

名 称
三田－ 6 生産緑地地区

理 由

別紙理由書のとおり

理 由 書

本市における生産緑地地区は、平成3年の生産緑地法改正によって、市街化区域農地等の持つ緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境や生活環境の確保等に資する農地等を計画的に保全することで、良好な都市環境を形成することを目的として平成4年10月に都市計画決定されたものである。

このたび、三田-4生産緑地地区ほか4地区は、平成4年10月に前段の趣旨から都市計画決定されたものであるが、生産緑地法第10条第1項に基づいて生産緑地地区の指定から30年経過したために買取申出書が提出された。生産緑地法第11条第1項に基づき三田-21生産緑地地区の一部は、本市において公共施設（公園）として利用するために買取を行った。また、他の生産緑地については当該買取申出に対して土地の買取斡旋を行ったものの斡旋不調になったことにより、生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除がなされた。上記の理由により、本案のとおり三田-4生産緑地地区ほか4地区を変更または廃止するものである。